平成30年第8回農業委員会総会議事録

平成30年8月10日(金)第8回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 18人

会長 18番 逸見力士 会長職務代理者 1番 谷岡收藏 2番 清原 保 3番 大原砂利 4番 三上雄二5番 谷川内 茂 6番 倉脇敏弥 7番 眞壁勲二8番 神山順一 9番 川上憲次 10番 久保木 誠11番 藤本 彰 12番 山田條一 13番 小田正廣14番 奥山 亮 15番 橋本澄男 16番 藤澤和利

17番 仲田清志

推進委員 10人

 1番 小西 堅
 2番 山本計博
 3番 泉
 登

 4番 溝尾 美惠子
 5番 三輪金樹
 6番 長岡保養

 7番 後藤保夫
 8番 井上光男
 9番

10番 奥津忠和

欠席委員 1人 推9番 鈴江 寬

議事 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

許可申請について

議案第39号 現況証明にかかる現況認定について

報告事項 農地改良届について

農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用

について

法務局照会について

完了届について

農地法第18条第6項の規定による通知について

協議事項その他

事務局職員(書記) 事務局長 小川 泰典

 次長
 藤井
 和昭

 主査
 西川
 康裕

藤井次長

皆様おはようございます。

只今から、新見市農業委員会第8回総会を開催致します。

本日の出席は27名、欠席は推進委員9番鈴江委員です。

開会前に事務局から、今年度から滝口が兼務で事務局させてもらってるんですが、災害対応をしておりまして今回欠席させていただいております。申し訳ございません。それでは開会にあたりまして、逸見会長がご挨拶申し上げます。

会 長

皆さん、改めましておはようございます。

(中略)

本日もよろしくお願い致します。

藤井次長

続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。

今回は14番奥山委員に先導をお願い致します。

奥山委員

「農業委員会憲章」の先導

藤井次長

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。

会 長

恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力 をよろしくお願い致します。

それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。

本日議事録署名委員は、13番小田委員、14番奥山委員にお願い致します。

続いて、日程2「議事」に入ります。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

小川局長

1番ですが場所は高尾、現況は畑、5筆です。移動の理由は贈与による 所有権移転です。

作物は野菜、作業従事者は2名です。農地法第3条の第2項の状況ですが1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており、農地のすべてを効率的に利用できるものと思われます。2号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3号ですが、信託ではないので該当しません。4号ですが、「農作業常時従事」について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号

の下限面積ですが、当該地区の10aを超えているので該当致しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、親が亡くなり相続を受けたが、農業経験はなく耕作できないため、近隣の耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積用件も満たしていること、また、近隣耕作者への贈与の為、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

尚、譲渡人が所有する農地の残りにつきましては、実際には譲受人が耕作をされており、今後その土地も所有権移転を考えているようですが、当面耕作されるようであれば、利用権設定をするように指導しております。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

倉脇委員

8月7日に眞壁委員、溝尾推進委員と現地を確認してきました。場所は上の4筆が、高尾の●●神社の西側になります。最後1筆は、高尾●●の信号を北に入ったお墓のすぐ下の土地、畑になります。以上です。よろしくお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見等ございませんので、議案第36号1番に賛成の方は挙手をお 願い致します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて2番の事務局の説明をお願いします。

小川局長

2番ですが場所は菅生、田、畑10筆です。移動の理由は贈与による所有権移転をするというものです。作物は水稲、野菜、作業従事者は2名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、高齢で耕作できないため親から子へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないもの

と考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。 以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また、家族間の贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、譲渡人の所有地の残りにつきましては、現況が非農地になっているということで、この後現況証明の方で議案に上がっておりますので審議、よろしくお願いします。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

谷岡委員

現地調査を8月5日に、小西委員と譲渡人本人と3人で現地を見ながら話をしました。譲受人が昨年度から帰って耕作をしているわけですが、3人で話した所、●●●●一1これはほとんど市道大佐線の市道にとられて残っていない状況でした。●●●●一3、木が生えたりして、これも畑としては機能しないのではないかという話をしました。親子関係で贈与の為問題ないと思います。よろしくお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員

さっきの●●平米は山、農地としての機能がないのであれば、現況証明 じゃないけどだしとるんでしょ。●●さん現況証明の3番で出とるんです がこれ追加したらいかがなんですか。

谷岡委員

この点も本人と話した結果、現況証明のほうへ出したほうがいいんじゃないかという話もいたしておりますのでよろしくお願いします。

後藤委員

だからしてください。

谷岡委員

やりますんでよろしくお願いします。

後藤委員

これは所有権移転で。所有権移転した後、現況証明また出すんですか。

谷岡委員

いえ、このままの状況で出すゆうような話をした訳なんですが。

後藤委員

今出とるのは3条申請ですよ。認めたら農地として認めるということでしょ。

谷岡委員

畑として機能しないということで話をいたしておりますのでそういう

ふうな処理が出てくるのではないかと思いますのでよろしくお願いしま す。

後藤委員

現況証明で、39号で現況証明願を出すんですからここから落として、 現況証明にすりゃいんじゃないんですかとよんですよ。

谷岡委員

これを現況の方に落としたいと思います。草は刈ってるんですが、ちょっとした木が生えたりして「どうなんですか」いうことは言った訳です。

後藤委員

ようることが、3条申請の中で、1番と2番目の上、下のやつは1つは 市道になっとる、1つは畑ではないと言われるから39号で現況証明が出 とるんだからそっちのほうへ移したらどうですかと。

谷岡委員

そういうふうにしたいと思います。

後藤委員

したいたって本人がせんと。

谷岡委員

本人にはそういうふうな話をしておりますので。

これを保留させていただいて、2筆を現況証明の方に変えたいと思いますので、本人と話をしながら保留で、来月くらいに出るようにお願いしとります。よろしくお願いします。

会 長

議案第36号2番については保留ということにさせてください。 続いて議案第36号3番について事務局の説明をお願いします。

小川局長

3番ですが、場所は上市、畑2筆、移動の理由は贈与による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は3名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の10aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作出来ない為、近隣の農業者に贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号も該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、近隣農業者への贈与のため、農地法代3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

仲田委員

確認日は8月5日、大原委員と譲受人と話をしました。この件は先月も

あったんですけども、舞尾という地域なんですが、舞尾の方は水管理料とか色々、年間経費がかなりかかると、土地持っとってもやれんのんで次々贈与という格好で今の譲受人が受けて、あの辺一帯を管理している状態でございます。それと同様にこの土地も管理すると聞いております。場所は舞尾橋、●●●●●●の所の橋を渡って舞尾橋の麓の所にボックスがあるんですけど、それをくぐってすぐ右手にこの土地がありまして、今現在は梅の木が1本植えてありました。ほとんど舞尾地区を今の譲受人が管理をしようと、後もう2人ほどが農地として耕作をされようるという現状であります。将来的には全部譲受人が受けてするようになるんじゃないかと思います。別段問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見等ございませんので、議案第36号3番に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。

続いて37号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

小川局長

1番ですが、場所は西方、現況地目は田、転用目的は賃貸共同住宅です。 売買による所有権移転です。この申請地は都市計画法に規定する用途地域 内にある第3種農地と考えます。この度申請地を譲り受けて、賃貸共同住 宅を建築するもので農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被 害防除計画も適正であり、周辺は住宅地で、他への影響はなくこの転用は やむを得ないものと考えます。工事期間は平成30年9月10日から平成 31年3月31日、建ペい率は24.06パーセントです。資金計画です が、土地造成及び建築費は記載の通りで、全て自己資金です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

仲田委員

8月5日に大原委員と確認に行きました。事務局の説明の通り周りが全部、ほとんど住宅、アパート等が建っておりまして、別段問題ないと思います。ただ1件隣地承諾とか水路権の承諾の印がなかったので、そのこと

を確認したんですがまだもらえてないということで、それだけが問題かな と思ったんですが、ほとんど周りには田んぼとかいうのもないので、それ も問題ないのかなという感じではおります。よろしくお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員

価格はいくらくらいなんです。売買になっとんですが、記載がないので 事務局に聞きたいんですが。それとアパートの部屋数はどのくらいあるん です。

仲田委員

6部屋です。3部屋2階建てで6部屋です。

後藤委員

分かりました。

事務局さんも売買なっとったら価格くらい今まで書いとるんですから 10 a あたりなんぼとか、申請書類に出とるでしょ。

小川局長

しばらくお待ち下さい。

今出ていますのは、建物の建築費と造成費、土地代全て込みで出ておりますので一反あたりというのは今分かりません。

後藤委員

申請書が出たときにそれを確認するのが事務局でしょ。分かりませんじゃいけんでしょ。他のは全部出てきてるのに、なんでこれだけが分かりません。込みです、込みです言われたんじゃ分からんでしょ。

小川局長

内訳につきまして、出ている書類では分からないので、今後分かるよう に示します。

後藤委員

今後でなしに、これを機会に教えて下さい。

小川局長

後ほど確認して報告させてもらいます。

会 長

後ほど確認できたら報告します。 他にご意見ご質問ございませんか。

久保木委員

申請書が出た時点で、事務局が説明してあげたら、申請書を出す人は全然分からんわけじゃけ。こうゆうことの書類がいりますよゆう説明を付け加えてしてあげたらと思うんですが。

小川局長

そのようにさせてもらいます。

会 長

他にございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

他にございませんので議案第37号1番の議案に賛成の方は挙手をお 願い致します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め1番は許可妥当といたします。 続いて議案第37号2番について事務局の説明をお願いします。

小川局長

2番ですが、場所は哲多町田淵、現況地目は田1筆、転用目的は農家住宅です。契約の種類ですが使用貸借です。この申請地につきましては、農振農用地区から除外したもので、甲種農地第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。息子夫婦である譲受人が現在住んでいるアパートが手狭で、実家に近い申請地に、息子夫婦の住宅を新築するもので、所有する土地で申請地に変えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。工事期間は、許可日から平成31年12月31日、建ペい率は27.77パーセントです。土地の造成費と建築費は記載の通りですべて借入金でございます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

奥山委員

8月6日に川上委員と私と申請人とで確認しました。場所は哲多の●● 商店から車で1分程行ったところです。息子さんご夫婦の新居を建てられるそうで、他に適当な土地もなく、この申請になっております。よろしくお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見ご質問ございませんので、議案第37号2番に賛成の方は挙手を

お願い致します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め2番は許可妥当と致します。なおこの2件については面積が30a以下なので県の農業会議への諮問は任意となります。いずれも任意となりますので諮問は不要としてよろしいでしょうか。

(はい)

会 長

諮問不要と致しまして、決定致します。続きまして議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について 事務局の説明をお願いします。

西川主査

今回、新規の貸し付けが5件出ております。 (議案第38号1番~5番を資料により朗読説明) 新規については以上です。

会 長

新規について事務局の説明終わりました。続いて関係地区委員の説明を 求めます。

長岡委員

確認日は8月3日清原委員、藤本委員と行いました。場所は湯川から宇山に通じる道路があるんですけれども、そこを湯川から1.5 km位宇山方面にいった所です。現況、畑なんですが、ブドウのハウスがありまして、その敷地と同じ繋がったところに前住宅がありまして、借受人が住宅を借りておられまして、最近そこを出て新しい所に移られたんで、この畑だけの契約が出たわけでございます。1番は以上です。

続いて2番から4番まで。3件です。確認日は同じ8月3日、清原委員と藤本委員と行いました。この場所は、目標物はないんですが、●●●● ●というバルブ工場があるんですけど、そこの北300m~500mくらいの所にあります。大体、草間と土橋の境目くらいの所で、4筆あるんですが、4筆が大体同じ所にあります。繋がっております。借りておられる方は新規就農者の方で今2年目くらいの方です。以上でございます。

会 長

続いて5番をお願いします。

井上委員

確認日は8月4日、橋本委員、耕作者と現地を確認しました。場所は神郷高瀬の神郷ullet 橋よりullet 番が300m程行った所です。それからまた300m離れたところにullet 番とullet 番が繋がってありま

す。いずれも草が生えて、牧草地になっておりました。以上です。

会 長 新規について地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご 質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第38号新規について賛成の方 は挙手をお願い致します。

(全員举手)

会 長 全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の 説明をお願いします。

西川主査 再設定が3件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの 継続ですので問題ないと考えます。

会 長 再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説 明がございますか。

(ありません)

会 長 補足説明ありませんので、再設定についてご意見、ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので議案第38号の再設定について賛成の 方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

小川局長

会 長 全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第39号現況 証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。

1番です。場所は新見、現況地目は雑種地。理由ですが、昭和43年頃より建物を建築し、宅地として利用されていたが、平成29年12月頃建物が取り壊され、露天駐車場として利用されているというものです。

2番ですが、同じく新見、現況は公衆用道路、進入路2筆、合計3筆です。昭和37年頃より周辺隣接宅地への通路として利用されており、現在もアスファルト舗装し、道路として利用されているものです。

3番ですが、場所は菅生、現況地目は原野3筆です。理由は昭和の頃より耕作しておらず原野となっているということです。

4番ですが、場所は菅生、現況は公衆用道路、理由ですが、昭和の頃より道路として使われているというものです。

5番ですが、場所は大佐永富、現況地目は山林、理由は父親が椎茸の陰として檜を植え、それが生長し、その後、雑木が繁茂し、直系約30cmに達するものも多く、人力による耕作地への復元が困難になっているというものです。

6番ですが、場所は哲西町上神代、現況地目は原野2筆です。理由ですが、昭和52年父が死亡後、母が一人になり耕作がほとんど出来ず、平成に入り、母も病弱となり耕作放棄となっているものです。以上です。

会 長

5件について関係地区委員の説明を求めます。

倉脇委員

1番、2番について場所はほぼ一緒の場所なんですが、明治町の旧●● 商店を川の方へ入った所で、1番の雑種地、田については建物は取り壊されて更地ではないんですが、雑種地となっていました。2番の田については、入ってすぐの道が公衆用道路として使用されており、そこから川の方へ入る道の方を進入路として使われていました。以上です。

会 長

続いて3番お願いします。

谷岡委員

3、4番ですが、菅生から大佐線に抜ける道の中学校から約300m位 の位置なんですが、これも申請どおり原野となっております。4番も公衆 用道路で昭和の初め頃から使われております。よろしくお願いします。

久保木委員

確認日が8月5日、山田委員、後藤推進委員、申請者と行いました。場所は●●小学校のグラウンドから東側に●●線という市道がありますが、その市道を約200m程行きますと、JRの陸橋があります。その陸橋の手前、JR線路沿いに約100m東へ行った左側です。昭和50年頃に申請者のお父さんが、苗木の余ったのをもらって植えた、それが大きくなって現在は椎茸の原木を伏せておりました。雑木も生えておりました。明らかに山林というような容態がとれるような木がありましたんで山林で見ました。以上です。

三上委員

8月5日に谷川内委員、奥津委員と現地を確認しました。現地は、●●

●●●支所の上の方へ上がったところです。非常に傾斜地で水の便も悪そうな所でして、木までは生えてないにしても、耕作放棄で原野になっておりました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので議案第39号に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め申請の通り認定と致します。20分まで休憩と致します。

~ 休憩 ~ (午前10:10~午前10:20)

会 長

時間が参りましたので再開致します。事務局から先程の件についてお願いします。

小川局長

先程5条の1番で、賃貸共同住宅アパートの建築の土地造成費及び建築費については記載の通りと言いましたが、そのうちの土地代でございますが、1反当たり、●●●●万円ということです。

会 長

続きまして、報告事項に入ります。農地改良届について事務局の説明を お願いします。

小川局長

農地改良届です。1番、場所は哲多町田淵、目的は嵩上げです。改良高は1m、面積は820㎡、現況は田です。理由として申請地の嵩上げを行うことにより、道路と田の段差を緩和し、農業機械の出入りをスムーズにし、農作業の効率化を図るというものです。期間は許可日から3か月ということです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員より報告をお願いします。

奥山委員

8月6日に川上委員と申請者で確認しました。先程の5条申請の2番の 田んぼを宅地にするときに少し表土が出そうなので、その表土を使ってせ っかくなので、すぐ隣の下の田んぼなんですが、そこの効率化を図りたいということでした。よろしくお願いします。

会 長

続きまして農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用 について事務局の説明をお願いします。

小川局長

1番ですが、場所は草間、現況地目は畑、面積は●,●●㎡の内の●. ●●㎡です。転用目的はKDDI(au)携帯電話無線基地局の建設ということで、理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るものです。契約の種類ですが、賃貸借権の設定、工事期間は平成30年9月25日から10月26日ということです。

2番ですが、場所は井倉、現況地目は畑、面積は●●㎡の内の●. ● ㎡。転用目的は同じくKDDI (a u) の携帯電話無線基地局の建設、転用目的は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというものです。契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間は平成30年8月22日から10月10日ということです。

会 長

この件について関係地区委員より報告お願いします。

神山委員

8月7日に藤本委員、長岡推進委員と現場の確認に行きました。場所は草間の●●グラウンドというところ●●の公会堂があるところから50m程南に行った所です。現在の状況としましては、畑なんですけど菜園利用みたいなかたちになっているところの一部です。以上です。

藤澤委員

8月4日に逸見会長と現地を確認しております。場所は井倉の診療所があります。そこから井倉の方へ上がりまして、上がったら●●●というのがあります。そこから約200m程左に行きまして、また左へ20m程上がったところで現況、畑で民家のすぐ隣になります。

会 長

続いて法務局照会について事務局の報告をお願いします。

小川局長

1番ですが、場所は石蟹、現況地目は雑種地です。理由として昭和46年頃から●●番●は自宅への進入路及び一部倉庫置き場として利用されており、●●番●も同じ頃からコンクリートブロック擁壁、及び石積み擁壁を設置し、現在に至っているというものです。

2番ですが、場所は哲西町矢田、現況は雑種地、理由ですが、長年耕作 されておらず、雑草が生え、石が混在した状態で現在に至っているという ものです。以上です。 会 長

この件について関係地区委員より報告お願いします。

藤澤委員

7月7日に逸見会長、三輪推進委員と現地を確認しております。場所は石蟹の●●へ入ります信号のところ●●●●があります。そこを左に約300m程上がった民家の裏手でありまして、もう畑というより石垣の擁壁のような感じをしております。そういうことで確認をしております。

会 長

2番をお願いします。

三上委員

会 長

続いて完了届について事務局の説明をお願いします。

西川主査

完了届は1件出ております。

下熊谷地内、4条による墓地の転用です。以上です。

会 長

この件について関係地区委員より確認日と完了状況の報告をお願いします。

谷岡委員

8月5日小西委員と現地を調査しております。申請どおりきちんと出来 ておりました。よろしくお願いします。

会 長

続いて農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明 をお願いします。

西川主査

農地法第18条第6項の規定による通知が2件出ております。

農地法第3条による賃貸借権を解約するものです。1番正田の田1筆について耕作者の都合による、というものです。2番田、畑合わせて13筆、所有権移転のためということで賃貸借権を解約されます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員より報告をお願いします。

藤澤委員

8月5日に本人と会いまして、現地を確認しております。本人も病気になり、なかなか耕作ができないということで、ここの貸付人とは親戚同士でございまして、今回の解約ということになりました。以上です。場所は

●●●橋を渡りまして、上へ約200m程入った所の田んぼです。以上です。

谷岡委員

8月5日現地調査、場所は旧●●中学校東側約300m行った所にございます。親子関係です。よろしくお願いします。

会 長

続きまして日程3協議事項に入ります。本日の農地パトロールについて 農地部会長から説明をお願いします。

仲田部会長

(農地パトロールの概要について説明)

会 長

他に事務局からありましたらお願いします。

事務局

ありません。

会 長

それでは続いてその他ですが、事務局からお願いします。

藤井次長

次回の総会についてです。次回につきましては、議会の日程等もありま して、9月10日(月)午前9時30分とさせていただきたいと思います。 場所につきましてはこの庁舎の3階、会議室3Aという会議室があるん ですが、3階の会議室で行いたいと思います。10月ですが、10月は、 10月11日(木)9時30分から予定していて下さい。11月ですが 11月については11月12日(月)9時30分からで、10月、11月 とも会場についてはこちらの会議室で予定をしておりますのでよろしく お願いします。続けて失礼します。机の上に資料置かせてもらっているん ですけども、農林課で今回の豪雨の関係についてご紹介をさせていただき たいと思います。紙が2枚あると思うんですけども、平成30年7月豪雨 による農地、農業用施設が被災した皆様へという1枚からまず説明させて もらいます。今回の豪雨でこれまでの農業用施設への支援策を拡充しまし た。この資料については、回覧で各地域で回していただいたものと同じな んですけども、これまでは、5立米以上の土砂が入った場合、農地や農業 用施設、水路等の農業用施設に土砂が入った撤去費用を2万円限度に助成 しておりました。今回は非常に多くの被害がありましたので、下の表の様 に拡充しております。重機を使った場合と、人力でやった場合に分かれて おりまして、人力の場合は5立米から10立米については今まで通りです が、10立米を越えると4万円。重機を使った場合は20立米までが2万 円で、20立米を越えた場合に4万円というようにしております。これが 10月末日までの受付とさせていただいてます。既にこの制度を使ってお られる委員の方もおられると思うんですけども、各地域でこれからこうい った被害があるんだというような話がありましたら紹介をよろしくお願い致します。もう一枚の紙なんですが、これは先程説明したものの後に県の支援が発表されて、それに対応したものです。よく似ているのですが、緊急的に先程言ったような水路等の復旧をする場合、例えば、詰まっていて石をどかすことが出来ない、ポンプでとりあえず水を引くと、そういった場合の経費で、40万未満のものについては80%の補助金というか支援をするというものです。ただし9月4日までに完了する必要があります。これについては県の方が65%、それに上乗せをして80%ということで率の方はこちらの方がいいんですが、期限が決まっておるというものです。農林課の耕地係の方へお問い合わせいただければと思いますので、こちらも地域の方でご紹介よろしくお願いします。以上です。

西川主査

(農地パトロールと農地利用状況調査について)

- ・お昼、着替え、開始時間、配付物について。
- ・利用状況調査について
- ・歓迎会について

会 長

皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。

小川局長

土砂が農地へ流入した場合、土砂が撤去できればいいんですが、出来な いというケースがあると思います。既に問い合わせというかあるんです が、隣の山が崩れたんで田んぼに土砂を持って行きたいなという相談があ るんですが、やむを得ない場合もあるんで、それを土砂を持ってきてそれ を残土置き場という形には出来ませんので、この場合は1m以下でしたら 嵩上げ届、面積要件とか工期3ヶ月以内というのがありますが、基本的に は嵩上げ届、この場合災害復旧に伴う場合に限ってですが、普通でしたら 登記簿謄本を付けていただくんですが、本人確認が出来ればということ で、事務局の方で農家台帳で本人確認が出来れば添付は不要とさせていた だいておりますのでご承知お願いします。嵩上げ届より規模が大きいもの については農地法4条の申請、一時転用となりますので、これについては 書類は正式なもので受け付けしますのでよろしくお願いします。大規模な 崩壊等で農地がというか区域が崩壊したような所もあるんですが、建設課 の方が事業主体でそういう対応をする場合、市町村が行う場合については 転用の許可は必要ないということがあります。市が行うものについては許 可不要ということになっております。以上です。

会 長

他にありませんか。

会長皆さんからご意見ご質問ありませんか。

山田委員 災害の分で市の支局が把握しとる分を聞いてもいいんですか。

会 長 いいと思います。今のこの分については撤去したのがわかれば事後でもいい様なことを言ってました。やっぱりする前の写真か何かいるんでしょうけど。今からするのではなしに、したんだけどこのくらいの所もあると思います。今回のパトロールの農地利用状況調査の中でその辺が分かれば、向こうからあればこういうこともありますよと言ってあげたらいいんじゃないかと思います。程度ごとに調査というのは難しいと思います。

三上委員 関連の質問ですが、工事の前の写真が支局に言ったらそれはもうお金は でんから個人でやってということで、完了後の写真は撮れるんですが、完 了前の写真がないんですが。

会長取ったやつをどっか山にするとかないか。

三上委員 土を盛った所はあるんですが。

会長ったら。

三上委員

三上委員 完了後の写真でいんですか。

会 長 直接は分からんけど、これがあったんじゃゆうならええんじゃと思いますけど。

藤井次長 写真があるから、これだけ土が出てるんですというのが分かれば、相談 してもらえたらと思います。

後藤委員 40万までゆうのは分かるんだけど、一番最初出るまで50万までゆう のがあったろ。3割負担。

藤井次長 はい、3割負担、それもあります。

質問なんですが、災害のことで。一つは畑があってその法面だけが崩れた、畑自体はまだかろうじての場合、それでも災害に見てもらえるのかともう一つは山が崩れて水路を塞いでいる場合、水路の土砂はとっても山が崩れているので傾斜が急になっているのでそういうのも災害にみてもらえるか。

会 長

詳細については支局とか農林課に問い合わせてもらって下さい。 これで終わりますので、谷岡代理から挨拶申し上げます。

(閉会挨拶)

(閉会時刻 午前 10 時 55 分)